

○総務省令第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表一の項(六)及び(七)を次のように改める。

- (六) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
 - (七) 海岸局及び特別業務の局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）
- 第三十八条第一項の表一の項中(八)及び(九)を削り、(十)を(八)とし、(十一)を(九)とし、(十二)を(十)とし、同表二の項中「(六)から(八)まで」を「(六)」に改め、「(2)」を削り、「(十)」を「(八)」に改め、同表三の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同表八の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同条第五項中「海上移動業務において使用されるアルファベット

順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局」を「船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録の備付けについては、この省令による改正後の電波法施行規則第三十八条第一項の規定にかかわらず、公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 3 この省令による改正前の電波法施行規則第三十八条第五項の規定により公表したもの又は認定したものの又は認定したものの又は認定したもの又は認定したものの又は認定したものとみなす。